

令和7年2月26日予算説明会時から、文言を一部時点修正しておりますが、金額には変更ありません。

令和7年度予算の概要

(幼保支援課・幼保運営課・幼保指導課)

【幼保支援課所管事業】

1 保育所(園)等関係

(1) 民間保育園等整備

792,770千円
(▲79,703千円減)

待機児童の解消を図るため、子ども子育て支援事業計画に基づき、民間保育園等を整備する。

整備か所：15か所 定員：433人

① 認定こども園の整備・移行支援（3か所 定員40人）

認定こども園に移行又は定員増する私立幼稚園などに対し、改修などに係る整備費用を助成する。

- ・改修 1か所 定員20人
- ・小規模改修 2か所 定員20人

② 認可外保育施設の認可化移行支援（1か所 30人）

認可外保育施設の認可化移行を支援するため、改修費、移転費などに係る費用を助成する。

③ 小規模保育事業開設支援（1か所 定員19人）

3歳未満児を対象とした定員6人～19人の小規模保育事業の整備に係る費用を助成する。

1 保育所(園)等関係

④ 事業所内保育事業の認可支援（1 か所 地域枠 1 2 人）

事業所内保育事業の設置及び定員増を支援するため、小規模な改修などに係る費用を助成する。

⑤ 民間保育園の整備（9 か所 3 3 2 人）

既存施設の有効活用による定員変更・分園設置や小規模保育所の新設などに係る費用を助成する。

- ・ 定員変更・分園設置 1 か所 定員 3 0 人
- ・ 新設 8 か所 定員 3 0 2 人

⑥ 賃借料補助（3 件）

保育ニーズが特に高い地域において、一定以上の賃料の物件について、開園前及び開園後の賃借料に対して、助成する。

- ・ 開園前賃借料補助 1 件
- ・ 開園後賃借料補助 2 件

1 保育所(園)等関係

(2) 認定こども園の耐震補強助成

720,000千円

(81,000千円増)

良好な保育環境の確保を促進し、施設面の保育の質向上を図るため、老朽化した認定こども園の大規模修繕等に係る費用を助成する。

認定こども園：2か所

【参考：令和6年度保育所等整備結果（令和7年2月時点）】

令和7年4月までに開園等する施設 28か所 823人分の定員増

- ① 認定こども園への移行（幼稚園7か所 幼稚園+小規模保育事業1か所 保育園3か所 定員491人増）
- ② 保育所新設（6か所 定員248人増）
- ③ 小規模保育事業からの保育所への移行（2か所 63人増）
- ④ 保育所の分園設置（1か所 30人増）
- ⑤ 定員変更（2か所 定員20人増）
- ⑥ 事業所内保育事業（3か所 地域枠26人増）
- ⑦ 公立保育所の建替え・民間移管（3か所 定員55人減）

1 保育所(園)等関係

(3) 公立保育所の建替え

1, 3 2 7, 0 2 4 千円

(1 3, 2 0 1 千円増)

債務負担行為

3 4, 0 0 0 千円

(▲ 7 7 5, 3 0 0 千円減)

老朽化した公立保育所の建替え・民営化にあたり、園舎の整備や共同保育などに係る経費を助成するとともに、公立で建て替える保育所の実施設計・所舎建設を行う。

令和8年度開園（民営化）	神明
令和8年度開所（公立）	千城台西
令和9年度開所（公立）	長沼原
令和9年度開所（公立）	高洲第二・高浜第一

2 子育て支援関係(主なもの)

(1) 病児・病後児保育 (9 → 10 か所)

167, 192 千円

(3, 315 千円増)

病気回復期にあるため保育所等に通えない児童などを一時的に預かり、保護者の子育てと就労を支援する。

債務負担行為※

8, 000 千円

※R7新規事業「病児・病後児保育運営支援」

(8, 000 千円増)

新設後2年間、定員・件数に応じ、運営費を支援。

(2) 子育て支援コンシェルジュ

30, 651 千円

(1, 697 千円増)

保育施設などの利用及び子育て支援全般に関する、よりきめ細やかな情報提供や相談受付の体制強化を図るため、子育て支援コンシェルジュを各区配置する。

(3) 地域子育て支援拠点施設の運営

255, 512 千円

(9, 120 千円増)

乳幼児の健やかな育成を図るとともに、子育て家庭を支援するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報の提供、助言、講座等の開催を行う。

子育て支援館

1 か所

地域子育て支援センター

7 か所

子育てリラックス館

12 か所

2 子育て支援関係(主なもの)

(4) 幼稚園型一時預かり (2歳児)

5 8 3 千円

(増減なし)

保育が必要な2歳児の受入を促進するため、一時預かりを実施する幼稚園に対して助成する。

対象園数 1 園

受入人数 1 人

(5) 未就園児預かり

1 6, 9 0 0 千円

(▲ 4 1 0 千円減)

保育所等に在籍しない2歳児などの集団生活を経験する機会の拡大及び専業主婦(夫)家庭等の育児負担を軽減するため、幼稚園等が実施する未就園児預かりに対して助成する。

2 子育て支援関係(主なもの)

(6) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

43,343千円

(▲102,454千円減)

保育所等に通所していない0歳6か月～満3歳未満児を一人当たり月10時間を上限に受入れを実施する事業者に対して助成する。

【事業者への委託料】

R6：一律850円/人/時間→R7:0歳児1,300円/人/時間 1歳児1,100円/人/時間 2歳児900円/人/時間

(7) 保育所等における性被害防止対策に係る設備支援

24,075千円

(▲7,975千円減)

保育所等におけるこどもの性被害防止対策のため、プライバシー保護を図るパーテーション設置等に対して助成する。

※保育対策総合支援事業費補助金の保育環境改善等事業に位置付け

- (1) 幼児教育の推進体制構築
- 1, 0 6 8 千円
(1 2 0 千円増)

幼児教育と小学校教育との接続の強化を図り、子どもの発達や学びの連続性を確保するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育の質の向上を図る。

- (2) 幼保連携型認定こども園の副園長・教頭の資格について

幼保連携型認定こども園において副園長又は教頭が保育に従事する場合、幼稚園教諭免許状及び保育士資格が必要とされていますが、いずれか一方で足りるとする経過措置を2年間延長します（令和9年度3月31日まで）。

※千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

職階	延長期間
副園長・教頭	10年間から12年間 (令和8年度末まで)
主幹保育教諭・指導保育教諭	
保育教諭	10年間から15年間 (令和11年度末まで)

(3) 栄養士法の一部改正に伴う改正



栄養士法の改正に伴う改正です。

< 保育園及び地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く） >
事業所外で調理し搬入する方法により行う際に求めている配慮について、栄養士による必要な配慮」を「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」に改めます。

※千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(4) 保育内容支援に係る連携施設の見直し



基準の見直しですが、**連携施設の確保が原則**となりますので、ご留意願います。

< 地域型保育事業 >

国基準と同様に市条例を改正し、連携施設として保育所、幼稚園、認定こども園を適切に確保することは堅持しますが、特例として、小規模保育事業（A型・B型）、事業所内保育事業を連携施設とすることも可能となります。

※千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正

(5) 代替保育に係る連携施設の見直し



基準の見直しですが、**連携施設の確保が原則**となりますので、ご留意願います。

< 地域型保育事業 >

代替保育連携協力者の確保が著しく困難である場合は、連携を要さなくなります。

※千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正

(6) 保育所等における継続的な経営情報の見える化について

こどもまんなか
こども家庭庁

新たな継続的な見える化の制度における報告・公表の在り方について※

施行期日・報告期限等

※本資料は「専門家会議報告書」に基づき記載。今後、こども家庭庁において、この内容を踏まえて報告様式、公表様式及びマニュアル等を策定予定。

□ 新たな制度の施行期日は令和7年4月1日。令和6年4月1日以降に始まる事業年度について報告対象とする。

□ 経営情報等の報告期限は事業年度終了後5月以内。事業年度が令和6年4月1日～令和7年3月末日の場合、同年8月末日までに報告。

□ ここdeサーチを経営情報等の収集・公表に活用。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

報告する経営情報等

情報項目	①人員配置 基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報等	②職員給与 賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報等	③収支の状況 収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳等
報告内容	給付・監査等で通常把握されている情報	処遇改善等加算の実績報告書を活用	各法人の会計基準に従って作成する決算書類の様式を活用

※施設・事業者の基本情報（施設類型、法人形態、地域、規模等の属性情報）については既に登録済みのため、都道府県・事業者は更新の有無を確認する必要がある。
※人的資本に関する事項（休暇取得状況、ICT導入状況、研修制度、人材育成の取組等）について任意に記載することができるようにする。

グルーピングした集計・分析結果の公表

□ 幼児教育・保育の全体像を俯瞰し、**公定価格の改善をはじめとする政策検討に活用。**

□ 施設類型、法人形態、地域、規模等の属性に応じてグルーピングして集計・分析することで、**公平・公正な比較・検証を実施。**

□ 平均値・中央値に加えて**分散・相関関係・時系列推移等の状況も明らか**にする。

(公表が想定される主な事項)

✓ 職員1人当たりの平均給与／年

✓ 給与総額に占める職種間の配分割合

✓ 基準上の配置と実際の配置の比率

✓ 配置人員の構成比（職種別、属性別等）

✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

個別の施設・事業者単位での公表

□ 個別の施設・事業者単位での情報公表の充実を通じて、**保護者による施設・事業者の選択や、保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討**等を支援していく。

□ **施設・事業者や従事者の権利利益を保護しつつ、幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わる**ことを目指す。

①モデル給与

✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）。その他職員は任意記載。

✓ 基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示。

✓ 給与決定方法、賞与支給基準、時間外手当・退職手当の取扱い、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。

②人件費比率

✓ 総収入に占める人件費の割合を明示。
※該当するグルーピングにおける平均値等を参考情報として併記。

✓ 「狭義の人件費」については必須記載。
※会計基準上の人件費、派遣職員経費、法定福利費の合計。

✓ 「広義の人件費」については任意記載。
※「狭義の人件費」の他、福利厚生費、研修研究費、職員採用経費、その他「広義の人件費」と判断するものの合計。

③職員配置状況

✓ 基準上の配置と実際の配置の比率を明示。
※職員配置に係る加算措置や地方単独補助の有無等を併記。

←こども家庭庁資料抜粋

現在、ここdeサーチ上に施設情報等を入力いただいているが、これに加え、左記、報告する経営情報等の情報項目記載の①人員配置、②職員給与、③収支の状況についても、ここdeサーチを用いて報告が必要となる。

12

【幼保指導課所管事業】

1 保育士等の確保等

(1) 保育士等の確保

① 潜在保育士・看護師再就職支援 1, 0 6 0 千円 (▲4 4 0 千円減)

増加する保育需要に対応するため、潜在保育士・看護師の再就職を支援する。

【参考】令和7年度：潜在保育士・看護師再就職支援研修をeラーニング方式による動画配信にて実施

② 保育士養成施設新卒者の確保 6 0 千円 (増減なし)

増加する保育士需要に対応するため、保育士養成施設で学生を対象とした出張説明会を実施し、千葉市を就職先の選択肢に加えてもらう。

1 保育士等の確保等

(2) 保育の質の確保・向上

① 幼児教育・保育人材支援センター運営

20,000千円（増減なし）

幼児教育・保育人材の資質向上、離職防止のための拠点機能を担うセンターを令和6年4月に開設。

② 公立保育所外国人児童・保護者対応職員配置

12,224千円（3,332千円増）

外国人児童・保護者及び保育者の負担軽減を図るため、日本語が堪能でない外国人児童・保護者に対応する通訳事務兼保育補助員の会計年度任用職員を配置する。

※ 民間園への派遣を実施。

1 保育士等の確保等

③ 監査・巡回指導体制

57,344千円（3,522千円増）

保育士・栄養士・看護師資格を持つ嘱託職員による巡回・指導等を行う。

④ 令和7年度幼保指導課主催研修について

どの園においても同じ質の保育を提供できるよう、公立保育所、民間保育園、認可外保育施設職員、地域型保育事業施設職員に対し、職種・専門分野の研修を実施する。

※令和7年度の研修日程については、令和7年5月頃決定予定。

1 保育士等の確保等

【参考】

公立保育所主食提供

1 3 3, 5 7 2 千円 (6 5, 5 5 2 千円増)

公立保育所における 3 歳以上児への主食提供を段階的に実施する。

令和 6 年度： 2 7 か所実施済

令和 7 年度： 2 1 か所実施予定

2 保育所(園)等関係

民間保育園等改築（改修）助成

93,000千円
(33,000千円増)

良好な保育環境の確保を促進し、施設面の保育の質向上を図るため、老朽化した民間保育園等の建て替え、大規模修繕等に係る費用を助成する。

民間保育園：1か所（改築）、2か所（大規模修繕）

※令和6年6月、次の施設を対象に意向調査を実施し、令和7年度から整備を希望した3園を予算化。

築後40年を経過し、過去に改築又は大規模修繕の補助を受けていない認可保育園及び幼保連携型認定こども園。

【幼保運営課所管事業】

【注意事項】

- 補助金の支出には、原則として「事業着手前に交付決定」を受けることが必要です。
- 事業を開始した後にお問い合わせをいただいた場合、補助金を支出できない場合がありますので、ご注意ください。

1 運営費(給付費)について

(1) 民間保育園 (183 か所)	18,866,893 千円
(2) 認定こども園 (54 か所)	(2,482,457 千円増)
(3) 給付型幼稚園 (9 か所)	6,194,579 千円
(4) 小規模保育事業 (57 か所)	(1,427,153 千円増)
(5) 家庭的保育事業 (7 か所)	818,418 千円
(6) 事業所内保育事業 (19 か所)	(512,631 千円増)
(7) 居宅訪問型保育事業 (2 か所)	2,467,102 千円
	(127,400 千円増)
	120,751 千円
	(7,238 千円増)
	729,715 千円
	(112,276 千円増)
	7,928 千円
	(213 千円減)

1 運営費(給付費)について

「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善について

・ 1 歳児の配置基準の改善について（令和 7 年 4 月～）

1 歳児の職員配置の改善を進めるため、公定価格上の加算措置として、新たに「1 歳児配置改善加算」を措置する。

【対象】

保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育所

※配置基準がすでに 5 : 1 以上である小規模C、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業を除く

【要件】

以下の全てを満たす場合に加算する。

（1）処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのすべてを取得している。

（2）業務においてICTの活用を進めている。

①及び②～④のうち1機能を導入し、活用している。

①：登降園管理、②：計画・記録、③：保護者連絡、④：キャッシュレス決済

（3）施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上

【加算額】

6 : 1 の配置に要する経費と 5 : 1 の配置に要する経費との差額に相当する金額を加算（未定）

詳細な情報については国から連絡があり次第、お知らせいたします。

※1 歳児配置改善加算の加算額を踏まえ、配置基準補助金の補助額を調整予定（詳細は後日周知予定）

1 運営費(給付費)について

令和 7 年度公定価格における見直しについて

国の令和 7 年度予算概要において、給付費の加算に関して下記のとおり取り扱うことが示されました。

- ・ 公定価格算定上の定員区分（対象未定）

公定価格算定上の定員区分について、定員が小さい区分の細分化を行う。

- ・ 定員超過の場合の減算について（対象未定）

定員を超過する場合の公定価格上の減算について、待機児童のために 5 年に延長していた期間を 2 年に見直す。

- ・ 主任保育士専任加算について（保育園）

主任保育士専任加算の要件として、災害時における地域支援取り組みを追加する。

詳細な情報については国から連絡があり次第、お知らせいたします。

2 補助金について

○補助対象事業一覧（１）

補助金名	保育園	認定こども園	給付型幼稚園	小規模保育	家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
保育士等給与改善事業	○	○	×	○	○	○	○
保育士等配置基準補助金	○	○	×	×	×	×	×
要配慮保育費	×	×	×	○	○	○	○
施設賠償責任保険料	○	×	×	×	×	×	×
寝具乾燥費	○	○	×	○	×（※１）	○（※２）	×
緊急通報装置	○	○	○	○	×（※１）	○	×
内科・歯科健康診断費	○	○	×	×	×	×	×
日本スポーツ振興センター災害共済掛金	○	○	○	○	○	○（※２）	×
使用済み紙おむつ処理経費等補助事業	○	○	×	○	○	○	×
保育士等宿舍借り上げ支援事業	○	○	×	○	○	○	×
一時預かり事業	○	○	×	○	○	○	×
延長保育事業	○	○	×	○	○	○	○
研修代替職員助成	○	○	×	○	○	○	×

※１ 居宅での実施のため ※２ 地域枠のみ ※３ 幼保連携型のみ

2 補助金について

○補助対象事業一覧（2）

補助金名	保育園	認定こども園	給付型幼稚園	小規模保育	家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育
休日保育事業	○	○	×	○	○	○	×
実費徴収に係る補足給付事業	○	○	○	○	○	○	×
産休代替職員雇用費	○	○	○	○	○	○	×
物価高騰にかかる給食費補助	○	○	○	○	○	○	○
ＩＣＴ化推進事業	○	○（※３）	×	○	○	○	×
事故防止推進事業	—	—	—	—	—	—	—
・午睡チェック機器 （※原則として新規園を対象）	○	○（※３）	×	○	○	○	×
・子ども見守りタグ（ICTタグ）	○	○（※３）	×	○	○	○	×
医療的ケアに係る備品等支援事業	○	○	×	○	○	○	×

※１ 居宅での実施のため ※２ 地域枠のみ ※３ 幼保連携型のみ

2 補助金について

(1) 保育士等給与改善事業

1, 7 4 4, 3 2 0 千円
(5 1 0, 6 0 0 千円増)

保育士等の確保及び就業継続を図るため、民間保育園・認定こども園等に対し、保育士等給与の上乗せに係る費用（月額最大4万円）について補助する。

①令和7年度変更点（拡充）について

- ・令和7年4月から補助上限額を月額3万円から4万円に増額する。
- ・保育士確保の観点から、可能な限り各園における手当額の引き上げにご協力ください。

②【再周知】補助対象者について

要件緩和対象職員（子育て支援員研修等を受けている方など）で、保育業務とその他業務（事務や調理など）を兼務している方も補助対象となるが、その他業務にしか従事しない（事務や調理としてのみ勤務）など、保育業務に従事しない場合は千葉市手当の補助対象外であるため、改めて周知させていただく。

2 補助金について

③保育業務とその他業務（事務や調理など）を兼務している場合の取り扱いについて

- ・ 保育業務を兼務している職員については、現時点では「●時間以上保育業務に従事する必要がある」といった要件を明示していないが、当該制度の趣旨や、千葉県の補助要件を踏まえ、**1日6時間以上かつ月20日以上保育業務に従事していることを要件**とするよう運用を変更する。
- ・ 運用変更は**令和7年度**からとするが、令和6年度において、上記要件に該当しない方に千葉市手当を支給している場合や、支給する前提で採用予定の場合は、経過措置として令和7年度中については支給することとするが、運用変更の趣旨をご理解いただき、可能な限り早期に対応いただきたい。
- ・ 経過措置の対象者については、令和6年度実績報告及び令和7年度実績報告「③職員名簿」の備考欄に「保育及び事務」等と記載いただきたい（令和8年度当初交付以降は記載不要）。

	現在 (R6当初交付)	R6実績報告～ R7 実績報告	R8 当初交付～
補助対象	保育業務に従事していれば兼務も可 ※●時間以上保育業務に従事 といった要件はなし	保育業務に1日6時間以上かつ 月20日以上勤務していれば兼務も可 ※現在支給している者等は経過措置として 左記同様とする。	保育業務に1日6時間以上かつ 月20日以上勤務していれば兼務も可
申請 実績報告	兼務している職員は、「③職員名簿」の備考欄に「保育及び事務」等と記載	兼務している職員のうち、経過措置の対象となる者は、「③職員名簿」の備考欄に「保育及び事務」等と記載	備考欄への記載不要

2 補助金について

(2) 保育士等配置基準補助金

2, 4 6 3, 9 2 3 千円

(4 4 5, 6 9 9 千円増)

給付費上の職員定数を超えて、保育士等を配置する園に対し、人件費の補助を行う。

以下の事由により、補助単価は増額

- ・本市の給与規定の改定
- ・基本加算分1の見直し（次スライド参照）

ただし、「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善に伴い、補助額を調整（次々スライド参照）

令和6年度		令和7年度	
基本加算分1	2,103千円	基本加算分1	2,590千円
基本加算分2	3,628千円	基本加算分2	3,935千円
基本加算分3	3,628千円	基本加算分3	3,935千円
一般加算分1	2,388千円	一般加算分1	2,663千円
一般加算分2	2,388千円	一般加算分2	2,663千円
特定加算分1	2,908千円	特定加算分1※	3,256千円
特定加算分2	2,908千円	特定加算分2	3,256千円

※医療的ケアを要する児童を受け入れ、看護師により加配を行った場合、4,106千円

配置基準補助金 基本加算分1の見直しについて

趣旨

配置基準補助金における基本加算分1は、「給付費相当額」を差し引いて補助を行っているが、今般「給付費相当額」の見直しを行い、令和6年度に引き続き、**令和7年度においても補助額を増額**する。なお、本見直しは令和7年度が最終年度となる。

見直しの概要

1 開始時期

令和7年4月

2 影響額

1園当たり+139千円（年額）

3 見直し内容

「給付費相当額」を見直し、補助額を増額

R7予算（見直し前）

補助額：2,451千円



R7予算（見直し後）

補助額：2,590千円（+139千円）

趣旨

「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善に伴い、補助額を調整する。

- ・ 4歳以上児配置改善加算額相当額を補助額から差し引く。
- ・ 1歳児配置改善加算については、国からの情報等を踏まえ後日周知する。

4歳以上児配置改善加算

1 開始時期

令和6年4月

2 調整内容

4歳以上児配置改善加算額相当額を補助額から差し引く（実績報告時に対応）。

【計算方法】 **A 4・5歳児児童数 × B 加算単価**

A 【4月～1月】 給付で確定した児童数 【2月、3月】 各園が入力した児童数

B 各園ごとの加算単価

- ・各月ごとに計算し、12か月分を合算する。

2 補助金について

(3) 施設運営費等補助金

77,191千円
(10,022千円増)

事業名	予算額 (案)	備考
①要配慮保育費	18,077千円 (5,243千円増)	補助基準額 (例) 小規模保育施設 (A 型) ・ 要配慮受入1歳児 1 人 ・ 加算率 1 5 % の場合 月額 85,726円 (271,334円－185,608円) 小規模保育施設 (A 型) ・ 医療的ケア受入1歳児 1 人で看護師を配置 ・ 加算率 1 5 % の場合 月額 156,559円 (342,167円－185,608円)
②施設賠償責任保険料	784千円 (18千円増)	74.57円 (1 人あたり)
③寝具乾燥費	6,900千円 (▲275千円減)	布団代165円 掛布団99円 毛布55円 (令和6年度公立保育所の補助単価を適用) 年 8 回 × 児童数
④緊急通報装置	13,865千円 (111千円増)	【補助基準額】 月額6,000円 ※夜間・休日のみ稼働する装置の場合は補助対象外
⑤内科・歯科健康診断費	12,749千円 (666千円増)	園ごとの入所児童数に応じて補助。
⑥日本スポーツ振興センター災害共済掛金	3,036千円 (42千円増)	【保護者負担額：年額】 一般階層：1 3 1 円、A ・ B 階層：0 円
⑦使用済み紙おむつ処理経費等補助事業	21,780千円 (4,217千円増)	350円 (3 歳未満児 1 人あたり月額)

2 補助金について

(4) 保育士等宿舎借り上げ支援事業

268,091千円
(2,564千円増)

保育士等の宿舎借り上げを行う運営事業者に対し、借り上げに係る費用の一部補助を行う。

【令和7年度補助要件の概要（色付き部分制度変更予定）】

対象者の補助開始年度	補助対象期間		補助単価(※1)
令和元年度以前から継続して同一宿舎かつ同一法人で令和7年度も補助を受けようとする者	雇用開始年度から起算して右表に掲げる経過年数	補助開始年度	経過年数
令和6年度以前から継続して同一法人で令和7年度も補助を受けようとする者(上記対象者を除く)		令和2年度以前の者	10年目まで
		令和3年度の者	9年目まで
		令和4年度の者	8年目まで
		令和5年度の者	7年目まで
令和7年度から新たに補助を受けようとする者(本事業の補助対象となっていたことが過去にある者は対象外 ※2)		令和6年度の者	6年目まで
	雇用開始年度から起算して5年目まで		
			82,000円／月・人
			63,000円／月・人
			未定(63,000円／月・人より減額となる見込)

- ※1 令和7年度補助単価は全国的に減額改定となることが示されておりますが、現時点で、自治体ごとの具体的な補助単価は示されておりませんので、未定となります。ただし、令和6年度から引き続き同一法人で補助対象となる者については従前の補助単価を適用する経過措置が設けられます。
- ※2 詳細な要件や確認方法が国から提示されていませんが、公平性の観点から、別法人で再就職することにより、補助対象期間をリセットして補助を受け続けることを不可とする趣旨と考えられます。

2 補助金について

【令和7年度補助対象者・補助基準額の早見表】

雇用開始年度（ヨコ軸）と補助開始年度（タテ軸）の交わる部分から「補助対象の可否」、「補助基準額」、「補助終了見込年度」を確認することができます。

⚠ 本表の「補助終了見込年度」は実際に当該年度まで補助を受けられることを保証するものではありません ⚠				【ヨコ軸】雇用開始年度									
				H28年度 2016年度 (10年目)	H29年度 2017年度 (9年目)	H30年度 2018年度 (8年目)	R元年度 2019年度 (7年目)	R2年度 2020年度 (6年目)	R3年度 2021年度 (5年目)	R4年度 2022年度 (4年目)	R5年度 2023年度 (3年目)	R6年度 2024年度 (2年目)	R7年度 2025年度 (1年目)
R7年度における経過雇用年数→													
【タテ軸】 補助開始年度 (前年度以前から継続して補助を受けている場合における最初の補助を受け始めた年度) (補助対象の雇用年数)	R元(2019)年度以前 (雇用開始から10年目まで)	補助基準額	R元年度以前から継続して同じ宿舎で補助を受けている	82,000円	82,000円	82,000円	82,000円		【対象者は、他に以下の要件を満たす必要があります。】 ・保育に従事する保育士、看護師、准看護師、保健師であること ・常勤の者（継続して1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者）であること ・本人及び同居する者が別に住宅手当等を受けていないこと ・所長（管理者）設置加算の対象となる施設長・園長でないこと				
			R2年度以降に宿舎の変更（転居）があった	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円						
		補助終了見込年度		R7	R8	R9	R10						
	R2(2020)年度 (雇用開始から10年目まで)	補助基準額		63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円					
		補助終了見込年度		R7	R8	R9	R10	R11					
	R3(2021)年度 (雇用開始から9年目まで)	補助基準額		対象外	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円				
		補助終了見込年度			R7	R8	R9	R10	R11				
	R4(2022)年度 (雇用開始から8年目まで)	補助基準額		対象外	対象外	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円			
		補助終了見込年度				R7	R8	R9	R10	R11			
	R5(2023)年度 (雇用開始から7年目まで)	補助基準額		対象外	対象外	対象外	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円		
		補助終了見込年度					R7	R8	R9	R10	R11		
	R6(2024)年度 (雇用開始から6年目まで)	補助基準額		対象外	対象外	対象外	対象外	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	
		補助終了見込年度						R7	R8	R9	R10	R11	
	R7(2025)年度 (雇用開始から5年目まで)	補助基準額		対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	未定	未定	未定	未定	未定
		補助終了見込年度							R7	R8	R9	R10	R11

※「雇用開始年度」は、園を運営する法人に最初に雇用された年度となります。現在の勤務先の園に勤務し始めた年度ではありませんので、異動等で勤務先の園が変わった場合も雇用開始年度は変わりません。

※「補助開始年度」は、雇用されている法人で継続して借り上げ宿舎を利用（間を空けず宿舎を変更した場合も継続とみなします。）し補助を受けている場合の、最初に補助を受け始めた年度になります。

2 補助金について

(5) 一時預かり事業

162,735千円
(▲4,326千円減)

一時預かり事業を実施する運営事業者に対し、実施に要する経費について補助を行う。

令和6年度変更点（拡充）について（令和7年度も継続）

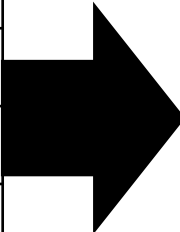
- ・一般型一時預かり事業の補助基準額に新たな加算項目を新設した（次のスライド参照）

令和7年度実施予定園

	園数	内 訳				
一般型	33	公立	保育園	認定こども	小規模	事業所内
		4	19	3	5	2
余裕活用型	47	公立	保育園	認定こども	小規模	事業所内
		0	30	1	145	1

一般型一時預かり事業 拡充内容について

従前（令和5年度）
基本分（年間延べ利用児童数により定める額）
加算分（生活保護世帯減免分）
加算分（要配慮保育対象児童受け入れ分）
使用済み紙おむつ処理経費等加算
基幹型実施施設加算



令和6年度以降
基本分（年間延べ利用児童数により定める額）
加算分（生活保護世帯減免分）
加算分（要配慮保育対象児童受け入れ分）
使用済み紙おむつ処理経費等加算
基幹型実施施設加算
運営支援加算
利用児童加算

R5年度と比べ、同じ人数を保育した場合でも約180万円の増

新たな加算項目の概要

加算名	補助概要	補助基準額	例：延べ利用児童500人の場合
運営支援加算	キャンセル時の人件費等の補填を目的とした加算	延べ利用児童数×15%×基本分の補助基準額1人分（※） ※補助基準額1人分 ＝補助基準額/延べ利用児童数	500人×15%×（3,051,000円÷500人） ＝457,650円
利用児童加算	必要な配置基準に応じた人件費の助成を目的とした加算	延べ利用児童1人あたり 0歳児クラス：4,800円 1・2歳児クラス：2,900円	0歳児100人、1・2歳児300人の場合 100人×4,800円＝480,000円 300人×2,900円＝870,000円 計1,350,000円

一時預かり事業 実施事業者の募集について

実は、、、受け皿が足りていません！

一時預かり実施園 大募集！

育児疲れ
急病
パート就労
etc.

市内のニーズは延べ約 68,000 人

実施のご相談は
村松まで（043-245-5729）

一般型

★専用のスペースと保育士で安心の保育

★不定期利用と定期利用の両方を実施

【不定期利用】月～金曜日の午前8時～午後5時、土曜日の 午前8時～午後0時30分

【定期利用】月～土曜日の午前8時～午後5時（土曜日を除き、1時間延長利用可）

★補助基準額

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ①基本分（年間延べ利用児童数により定める額） | ⑤基幹型実施施設加算（基幹型実施園のみ） |
| ②加算分（生活保護世帯減免分） | ⑥運営支援加算 |
| ③加算分（要配慮保育対象児童受け入れ分） | ⑦利用児童加算 |
| ④使用済み紙おむつ処理経費等加算 | |

余裕活用型

★利用定員の余った枠を活用

★不定期利用のみ実施

・月～金曜日の午前8時～午後5時、土曜日の 午前8時～午後0時30分

★補助基準額

- | |
|----------------------|
| ①基本分（延べ利用児童数×2,400円） |
| ②加算分（生活保護世帯減免分） |
| ③加算分（要配慮保育対象児童受け入れ分） |
| ④使用済み紙おむつ処理経費等加算 |

2 補助金について

(6) 延長保育事業

4 6 1, 1 9 8 千円
(1 2 4, 3 9 3 千円増)

通常保育時間（8時間又は11時間）を超えて児童の保育（＝延長保育事業）を実施する際に、当該保育の実施に係る経費（主に人件費）を助成する。

【補助基準額の増額改定を予定】

令和7年度の保育標準時間認定児童の延長保育補助基準額（予定）

単位：円

区分	補助要件	施設型	地域型		
			小規模A・B	事業所内A・B	事業所内(保育所型)
30分延長	15分を越えて延長を利用した児童が平均1人以上	928,000	764,000	716,000	880,000
1時間延長	30分を越えて延長を利用した児童が平均3人以上	2,198,000	1,641,000	1,527,000	2,057,000
2時間延長	1時間30分を越えて延長を利用した児童が平均3人以上	3,418,000	2,088,000	1,947,000	3,197,000

【職員配置基準の見直しと加算の創設を予定】

- ・国は延長保育における職員配置を、通常保育と同じ基準に基づく配置（3歳児15：1、4歳以上児25：1）で職員を増員配置した場合は、補助基準額に一定額の加算を行う予定
- ・これを受けた本市の対応は検討中（本市は職員配置基準について現在経過措置期間中だが、その場合の取り扱いがどうなるかなど、国の制度改正の詳細が未提示のため）

2 補助金について

(7) 研修代替職員助成

2, 4 3 4 千円
(▲ 8 6 千円減)

サバティカル研修及びキャリアアップ研修の受講を促進するため、研修代替職員を雇用するための経費を補助する（公定価格で支弁される研修代替職員雇上げ費用に含まれる分は除く）。

・補助単価 10,000円／7.45時間

(8) 休日保育事業

7, 7 8 6 千円
(3, 8 8 8 千円増)

給付費（公定価格）の休日保育加算だけでは賄いきれない人件費等を補助。

・補助限度額 給付費の休日保育加算額の50％を補助限度とする。

ニーズに対して実施園が不足しているため、引き続き実施事業者を募集中。

【参考】

令和5年10月から美浜区の公立保育所（1か所）で事業を開始した（業務委託）。

休日保育 実施事業者の募集について

ニーズは約 7,800 人！

休日保育 始めませんか？

ニーズに対して
実施園が不足しています

- エッセンシャルワーカーなどで、休日保育を必要としている保護者が大勢います
- アンケート調査によると、市内のニーズは年間延べ約 7,800 人いますが、
現在の実施園では最大でも約 6,700 人しか対応できません
- 必要な方に適切な保育を提供するために、ご協力をお願いします！



本市の支援（詳細は裏面参照）

給付費に加え、本市独自の補助金があります！

（令和 3 年度から補助の上限額を増額）

予算には限りがありますので、事業実施をご検討されている場合はお早めにご相談ください

対象施設

- ・ 保育園
- ・ 認定こども園
- ・ 小規模保育事業所
- ・ 事業所内保育事業所

事業内容

【実施日】

- ・ 日曜日・祝日（1 月 1 日から 1 月 3 日を除く）
- ・ 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までの日

★対象児童がいない日は、開園しなくてもよい

【実施時間】 午前 7 時から午後 6 時まで

【利用料】 無料

対象児童

以下の要件をすべて満たす児童

- （1）保育の支給認定（第 2 号・第 3 号）を受け、千葉市の保育所等（認可外保育施設は除く）に入所する児童
- （2）日曜・祝日においても、保護者の就労等により、家庭での保育が困難な児童
- （3）生後 3 か月から就学前までの児童

※ 1 週間のうち、上記の施設の利用日数が休日保育事業の利用日を含め 6 日を超えないこと。

（1）給付費（休日保育加算）

休日保育事業の実施に係る経費は公定価格上の加算となり、利用見込み児童数に応じた金額を給付します。（※参考 に 保育園分を掲載）

OR6: 給付費の加算・月額（保育園）

年間延べ利用児童数	休日保育加算	
		処遇改善加算
～210人	271,600円	2,710円
211人～279人	291,100円	2,910円
280人～349人	330,200円	3,300円
350人～419人	369,300円	3,690円
420人～489人	408,300円	4,080円
490人～559人	447,400円	4,470円
560人～629人	486,500円	4,860円
630人～699人	525,600円	5,250円
700人～769人	564,700円	5,640円
770人～839人	603,800円	6,030円
840人～909人	642,800円	6,420円
910人～979人	681,900円	6,810円
980人～1,049人	721,000円	7,210円
1,050人～	760,100円	7,600円

× 加算率

（2）休日保育事業補助金

補助対象経費が給付費の休日保育加算額を超える場合に、補助対象経費から休日保育加算額を差し引いた額を支給します。ただし、休日保育加算額に 1.5 倍を乗じた額から休日保育加算額を差し引いた額を補助額上限とします。

例）年間給付費加算額が 5,000 千円 の場合
→ 給付費加算額の 1.5 倍 = 7,500 千円
→ 補助額上限：7,500 千円 - 5,000 千円 = 2,500 千円

他市よりも
比較的手厚い補助制度と
なっています！

- パターン①：年間対象経費：5,500 千円
→ 年間給付費加算額 5,000 千円を超える為、補助金支給有り。
→ 支給金額：500 千円
- パターン②：年間対象経費：8,000 千円
→ 年間給付費加算額 5,000 千円を超える為、補助金支給有り。
ただし、差額が補助額上限を上回っている。
→ 支給金額：2,500 千円（補助額上限）

実施のご相談は
村松まで（043-245-5729）

2 補助金について

(9) 実費徴収に係る補足給付事業

7 7 3 千円

(9 0 千円増)

各園が保護者より実費徴収している、園で使用する日用品・文房具等の購入費や行事への参加費等を、利用者負担階層がA階層の方を対象として、一部負担する事業。

補助単価 2,700円／月・人

(10) 産休代替職員雇用費

5 0 0 千円

(増減なし)

産休等代替職員の雇用に係る経費を補助する事業。

補助単価 5,940円／日×勤務日数（雇用承認した期間の範囲内）

※産休等に入る職員の産休等期間中の賃金又は給与の全額を、園から支給する必要があります。

※産休等職員の代替として臨時的に雇用する職員が対象です。

従前から雇用している職員を産休等代替職員としてこの補助金を申請することはできません。

2 補助金について

(11) 物価高騰にかかる給食費補助

138,544千円

(36,579千円増※R6当初予算との比較)

昨今の物価高騰により、各園や保護者の負担が高まっていることを受け、従来どおりの栄養バランスや量を保った給食等が実施されるよう、令和6年度に引き続き補助する事業（**補助対象期間：R7.4月分から同年9月分まで**）。

<補助単価>

- ・3歳未満児 約74円（380円×物価上昇率19.5%）×喫食予定日数（R7.4～R7.9）×児童数
- ・3歳以上児 約50円（258円×物価上昇率19.5%）×喫食予定日数（R7.4～R7.9）×児童数

【注意】

補助要件として、昨年度から引き続き、「補助対象期間において、物価高騰に伴う給食費の値上げは実施しない、又は、値上げを実施する場合は、当該補助金の額を差し引いて行うこと。」を予定しております。

つきましては、上記の補助要件に注意した上で、貴施設における令和7年度事業・経営計画へ補助を活用し、施設運営をお願いします。

なお、給食費の値上げを実施する場合は、利用者（保護者）への同意や運営規定の変更手続きなどが生じます。そのため、幼保支援課（制度企画班又は制度推進班）へ事前相談が必要であることも、御注意ください。

2 補助金について

(12) ICT化推進事業補助金

22, 308千円
(▲4, 113千円減)

保育所等における保育士の負担軽減を図り、保育の質を確保するため、保育士の負担となっている書類作成業務等の保育業務支援システム（登降園管理や保育計画の作成等）の導入や、外国籍児童の保護者とのやりとりに係る通訳、翻訳等のための機器の導入に必要な経費を支援する。

補助対象経費		対象経費上限		補助対象園	補助率
ア	保育士の業務負担を軽減するため、一定の機能を有するシステムを導入するために要した費用。導入する機能の数に応じた補助基準額とする。 (システムの導入に必要な端末の購入費用等を含む)	1機能の場合：1施設当たり	200千円（補助額 150千円）	・民間保育園 ・幼保連携型認定こども園 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業 ・家庭的保育事業	
		併せて端末購入等を行う場合	700千円（補助額 525千円）		
イ	外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための費用（機器を利用するための環境設定費用等を含む）	2機能の場合：1施設当たり	400千円（補助額 300千円）		
		併せて端末購入等を行う場合	900千円（補助額 675千円）		
ウ	外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための費用（機器を利用するための環境設定費用等を含む）	3機能の場合：1施設当たり	600千円（補助額 450千円）		
		併せて端末購入等を行う場合	1,100千円（補助額 825千円）		
エ	外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための費用（機器を利用するための環境設定費用等を含む）	4機能の場合：1施設当たり	800千円（補助額 600千円）		
		併せて端末購入等を行う場合	1,300千円（補助額 975千円）		
エ	外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための費用（機器を利用するための環境設定費用等を含む）	1施設当たり	150千円（補助額 112千円）	・認可外保育施設 (居宅訪問型を除く)	国 2/4 市 1/4 事業者 1/4
		1施設当たり	200千円（補助額 150千円）		
エ	外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための費用（機器を利用するための環境設定費用等を含む）	1施設当たり	1,000千円（補助額 750千円）	・一時預かり事業を実施する事業所	
		1施設当たり	1,000千円（補助額 750千円）		

※過年度に補助を受けた園は対象外

2 補助金について

(13) 事故防止推進事業補助金

4, 519千円
(▲505千円減)

①午睡中の事故防止対策 919千円

睡眠中の事故防止など保育の質の確保・向上のために必要な機器の導入を支援することにより、安全かつ安心な保育の環境の確保を図るため、備品等購入費を補助する。

(1)補助対象物品

無呼吸アラーム等、午睡時等に起こる重大事故の防止を目的として使用する物品

(2)補助額

対象経費もしくは限度額（50万円）のうち、どちらか低い方の3/4の額

②子ども見守りタグ 3,600千円

園外活動時における園児の見落とし等による重大事故の発生が全国的に問題となっていることを踏まえ、ICT機器を利用して、職員の非管理下で児童が園外に出てしまう事故の発生を防ぐため、備品等購入費を補助する。

(1)補助対象物品

GPS・BLE(Bluetooth)等を活用した物品（※1）購入費等の補助

（※1）：子どもの位置情報を管理する等により、園外活動時等の見守りに資する機器

(2)補助額

対象経費もしくは限度額（20万円）のうち、どちらか低い方の3/4の額

2 補助金について

(14) 医療的ケアに係る備品等支援事業補助金（新規事業）

800千円

医療的ケアに必要なとなる備品等の購入に要する費用について、保育所等において医療的ケア児の受入を可能にするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、新たに民間保育園等への助成を実施する。

補助対象経費		対象経費上限	補助対象園
①	医療的ケア児の備品補助 (医療的ケア児の個別性の応じて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等)	①②それぞれ1施設あたり 10万円 (最大20万円)	・民間保育園 ・認定こども園 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業 ・家庭的保育事業 ※医療的ケア児受入園のみ対象
②	災害対策備品整備 (災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等)		

3 保育士等の確保等

(1) 保育士等の確保

① 保育士等給与改善事業【再掲】

1, 744, 320千円(510, 600千円増)

② 保育士等宿舍借り上げ支援事業【再掲】

268, 091千円(2, 564千円増)

③ 保育士試験による資格取得支援

120千円(増減なし)※

※公立保育所等分を含む

市内認可保育施設等に勤務する保育従事者(無資格者)で、保育士試験の受験対策のために学習講座(保育士試験受験対策講座)を受講した際に要した費用を、受講者本人に補助。学習講座を受講する前に、計画書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。

④ 保育士資格取得支援

100千円(増減なし)※

※公立保育所等分を含む

職員が資格取得するための養成施設受講料について園が支出した経費の一部及び、当該職員が面接授業等で不在となる際の代替職員の雇上費について助成。養成施設等を受講する前に、計画書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。

3 保育士等の確保等

⑤ 保育教諭等確保のための資格取得支援 392千円（4千円増）

幼保連携型認定こども園において必要となる保育教諭確保のために、職員が資格取得するための養成施設受講料について園が支出した経費の一部及び、当該職員が面接授業等で不在となる際の代替職員の雇上費について助成（幼保連携型認定こども園に移行予定の園が対象）養成施設等を受講する前に、計画書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。

※令和6年度末までとされていた幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限について、令和11年度末まで延長されました。ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることができる特例の延長は2年間となります。

⑥ 処遇改善等加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） 運営費（給付費）に含まれる

令和7年度から、現行の異なる加算制度や加算を取得するための仕組みに対する制度の複雑さや、申請及び実績報告手続きに係る事務作業による事務負担の軽減を目的として、処遇Ⅰ～Ⅲの一本化が予定されております。

一本化に伴い、現行では（処遇Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）となっている区分や、処遇Ⅱキャリアアップ研修に係る研修要件、起点賃金水準についての考え方が変更（見直し）となる予定です。

今後、国からの正式な通知が届き次第、本市の対応について改めてお知らせいたします。

3 保育士等の確保等

⑦ 処遇改善等加算Ⅱ申請要件 運営費（給付費）に含まれる

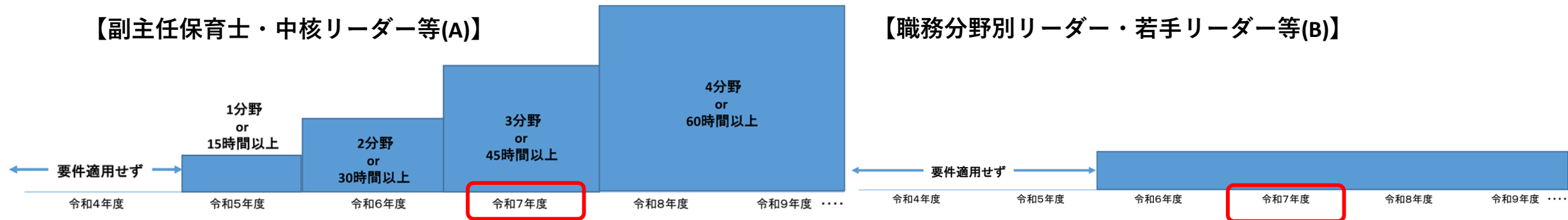
処遇改善等加算の一本化により、

令和7年度より「賃金改善を行う前月までに施設全体として加算額の算定人数分（職員数A、職員数B）の研修修了者がいること」が申請要件となる予定

⇒令和7年度の必要研修修了数：（下記の研修数を令和7年3月末までに修了していること）

●副主任保育士・中核リーダー等（A）：3分野以上

●職務分野別リーダー・若手リーダー等（B）：1分野以上



【加算金額の支給に係る注意事項】

令和7年度4月以降の給付費には、一旦、前年度に認定した処遇Ⅱ認定通知（R 7.2月各園へ発送予定）に基づいた加算人数で引き続き支給いたしますが、令和7年度の申請時に、申請要件を満たしていることが確認できなかった場合は、支給済みの加算金額について、3か月精算もしくは年間精算（翌年4月頃）にて遡及して調整させていただきます。

3 保育士等の確保等

⑧ 保育士修学資金等貸付事業

ア 修学資金貸付事業の入学準備金（市上乗せ分）
4, 5 6 7 千円（7 1 5 千円増）

イ 貸付原資の積み増し分
1 6 2, 6 4 5 千円（▲1 2 7, 0 7 2 千円減）

	修学資金貸付	保育補助者雇上費	保育料一部貸付	就職準備金
貸付対象	指定保育士養成施設を卒業後、市内の認定こども園・保育園等での勤務を予定している学生。	保育士資格を持たない保育補助者を雇用し、当該保育補助者の資格取得に積極的に取り組む事業者。	未就学児をもつ保育士で、市内の認定こども園・保育園等に新たに勤務する者または、産休・育休から復帰する者。	市内の幼稚園・認定こども園・保育園等に新たに勤務する者。
貸付額	【修学資金】 月額5万円以内 （原則最大2年。総額120万円以内。） 【入学準備金】 30万円以内 （うち市独自上乗せ10万円以内。） 【就職準備金】 20万円以内	年額295万3千円以内 （最大3年）	【保育料の半額】 月額2万7千円以内 （最大1年）	20万円以内または40万円以内。地域の有効求人倍率による。
返還免除要件	卒業後1年以内に保育士登録を行い、県内の幼稚園・認定こども園・保育園等で5年以上勤務。 ※市上乗せ分は、市内の幼稚園・認定こども園・保育園等で5年以上勤務が要件	保育補助者が、貸付期間中継続して週30時間以上保育補助に従事し、貸付期間中又は貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得した場合。	市内の幼稚園・認定こども園・保育園等で2年以上勤務	市内の幼稚園・認定こども園・保育園等で2年以上勤務

3 保育士等の確保等

(2) 保育の質の確保

- ① 保育の質の向上のための研修事業補助 1, 7 4 9 千円
(▲ 2, 0 8 4 千円減)

民間保育園協議会への補助。施設型保育施設及び地域型保育事業所を対象とした研修費用を補助する。

4 児童等の安全の確保

(1) キッズ・ガードの配置助成

32,400千円

(3,240千円増)

園外活動での事故防止のため、園外活動の頻度が高い園庭の無い保育園等に対し、園外等での活動の際の見守り活動や、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る保育支援者（キッズ・ガード）を配置するための費用を助成する。

○対象園

園庭のない保育園、園庭のない小規模保育事業、園庭のない家庭的保育事業、園庭のない事業所内保育事業、園庭のない幼保連携型認定こども園及び園庭のない幼稚園型認定こども園

○対象費用

園外活動における保育支援者（キッズ・ガード）配置に係る経費

※保育支援者については、市が認めた交通安全講習会の修了もしくは、市が認めた交通安全に関する動画等の視聴及び視聴後の報告書の提出

○補助金額

1施設1か月あたり 45千円（上限額）

○開始予定

令和7年4月1日配置分から

4 児童等の安全の確保

(2) キッズ・ゾーンの整備

7, 140千円

(▲3, 210千円減)

歩道を集団で移動中の保育園児らが死傷するような事故を未然に防ぐため、「キッズ・ゾーン」の路面標示により、自動車や自転車の運転手、地域住民に対し注意喚起及び意識の啓発を行い、園外活動の安全性を向上させる。

【キッズ・ゾーン整備箇所】

園庭のない保育園等が密集している主要駅周辺に順次整備。

令和4年度に「JR稲毛駅周辺」、令和5年度に「JR都賀駅」、「JR新検見川駅」、令和6年度に「京成千葉中央駅」、「JR幕張駅」、「JR海浜幕張駅」においてキッズ・ゾーンの整備を行った。

○令和6年度キッズ・ゾーン整備に係る路面標示箇所（全49カ所）

京成千葉中央駅周辺「砂山公園周辺17カ所」、「都川公園周辺2カ所」 計19カ所

JR幕張駅周辺「武石町2丁目暫定公園周辺5カ所」、「たんぽぽ広場周辺6カ所」、

「幕張舟溜跡公園周辺4カ所」、「幕張5丁目第4公園周辺6カ所」 計21カ所

JR海浜幕張駅周辺「幕張海浜公園周辺（駅北口3カ所、駅南口6カ所）」 計9カ所

※令和7年度については「JR千葉駅」、「JR幕張本郷駅」、「JR稲毛海岸駅」の周辺において整備予定

今後の予定

- 令和 7 年 4 月上～中旬 新年度の執行体制及び議決後の令和 7 年度予算額等を周知
- 令和 7 年 9 月 2 日（火） 保育園等連絡会議開催
- 令和 8 年 2 月 2 6 日（木） 新年度予算案の概要説明
- 毎月第 2 週頃 市からの事務連絡事項を周知
- 1 1 月から 3 月 新年度の開設予定園に対する説明会を随時開催